

仕様書

第1 委託業務名

宮城県産水産物消費拡大推進業務

第2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月27日（水）まで

第3 業務の目的

福島第一原子力発電所において ALPS 処理水が海洋放出されたことに伴い、県ではその影響を緩和するため、「みやぎ水産応援パッケージ」を示し「水産物の消費拡大」を目的に、情報発信や販売促進支援を実施している。

本業務は、「みやぎ水産応援パッケージ」の一環として、県内飲食店等において県産水産物のフェアを開催することで、県内における県産水産物の消費拡大を図るもの。

第4 業務の内容

1 飲食店等におけるフェアの概要

(1) 対象となる店舗

フェア対象店舗は150店舗以上*とし、次のうち、県内に所在する店舗とする。

なお、実施に当たっては、多様なジャンルの店舗で実施するとともに、対象となる店舗は特定の地域に集中することなく、県内各地域からの参加となるよう配慮する。

イ 飲食店

ロ 宿泊施設（ホテル・旅館など）

ハ イ及びロ以外で発注者がフェア実施店舗として適切と認めた施設

※運営法人（個人事業主可）としては、100者以上とする。

(2) 実施期間

1か月以上実施する。

なお、各店舗におけるフェアの開始時期と終了時期は統一する。

(3) フェアの内容

イ 県産水産物*を使用したメニューを提供する。

メニュー提供の際は、産地（例：宮城県産、石巻産など）を付記する。

※宮城県内で水揚げされた水産物や当該水産物を原料とした加工品が該当し、県外水産物や輸入品等は該当しない。

ロ 各店舗におけるキャンペーン企画

各店舗において新メニューの提供、ノベルティの提供など、誘客効果のある企画を実施する。

2 飲食店等におけるフェアの実施

受注者は、県産水産物の消費が拡大するよう工夫してフェアを実施すること。

なお、実施内容（手法、デザイン等）については、発注者と協議の上、決定する。

(1) 運営全般

イ 受注者は、事業計画書を作成し、発注者と協議の上、事業を実施する。

- ロ 受注者は、フェアのキャッチコピーを考案する。
- ハ 受注者は、フェア参加の募集及び申込受付を行い、第4-1-(1)に記載の店舗数を確保するとともに、参加店舗や参加を希望する店舗等からの問い合わせに対応する。
- ニ 参加店舗からの負担金は徴収せず、フェアに要する経費は原則委託金で精算する。
- ホ フェア期間中、メニューに使用する県産水産物は、参加店舗の買い取りとする。
ただし、メニュー開発用のサンプル食材の費用については、委託金に含むものとする。
- ヘ 第4-1-(3)-ロに記載するキャンペーン企画の内容は、原則として受注者が複数の企画を考案し、参加店舗が選択することとする。
- ト 県内における県産水産物の更なる消費拡大に向け、フェア実施後も継続的なメニュー提供につながる企画となるよう工夫すること。

(2) 参加店舗への誘客のための広報宣伝

受注者は、フェアを効果的に実施するため、次の広報宣伝を行い、参加店舗への誘客を図るとともに、県民に対して積極的に情報発信する。

- イ 特設WEBサイトを開設し、参加店舗、対象メニュー、特典等について掲載する。
- ロ あらゆる世代に向けて、情報誌等の紙面、WEB・SNS、マスメディア等の多種多様な媒体を用いる。

(3) 販促資材等によるPR

フェアの一体感を醸成するため、参加店舗における統一のPR資材として、ポスター、パンフレット、のぼり(卓上のぼり含む)及びPOP等を作成し、参加店舗に配架する。

(4) プレゼント企画

- イ 参加店舗への誘客を図るため、参加店舗を利用した消費者に抽選で特典を進呈する。
- ロ 特典の内容は、参加店舗で使用できるクーポン、または、県産水産物・県産水産物を使用した加工品とする。
- ハ 特典は原則、特設WEBサイトから応募を受け付け、当選者宛てに進呈する。
- ニ プレゼントの総額(送料込み)は150万円以上とし、当選者数は、200人以上とする。

(5) セレモニー等の実施

- イ フェア実施前及び実施期間中に特定の参加店舗においてセレモニーを実施する。
- ロ セレモニーには、関係者及びマスコミ等を招集し、県民に対してフェア開催の周知を目的に実施する。
- ハ セレモニーでは、参加店舗で提供されるメニューの試食などにより、効果的な情報発信を行う。
- ニ セレモニー実施店舗は受注者が複数の候補を選定し発注者が決定する。

(6) アンケート調査

- イ 利用者へのアンケート
受注者は、フェアの効果を測定するため、フェア開催中に参加店舗利用者を対象としたアンケート調査を実施する。
- ロ 参加店舗へのアンケート
受注者は、フェアの効果を測定するため、キャンペーン期間終了後、参加店舗を対象としたアンケート調査を実施する。

(7) 「みやぎ水産の日」における取組

令和6年2月21日(水)は「みやぎ水産の日」であることから、令和6年2月19日(月)から25日(日)までの1週間において、県産水産物の消費拡大に資する効果的な取組を別途実施する。なお、当該取組は、飲食店等での企画に限らないこととするが、当該フェアとの相

乗効果の高い取組とする。

第5 包括的事項

- 1 受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行う。
- 2 発注者は必要に応じて、発注者が所有するPRポスターなどの販促材や資料等を受注者に随時貸与又は提供する。
なお、貸与した販促材等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従う。
- 3 本業務において制作した各種素材画像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部水産業振興課に1部納品すること。
- 4 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しない。
- 5 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負う。
- 6 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払う。

第6 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出する。

- 1 実績報告書 1部
- 2 参加店舗におけるフェア結果（提供メニュー、価格、販売数などのとりまとめ結果含む）
- 3 本業務において制作した資料、各種素材画像等のデータ一式（製作物の著作権を明確にし、明示する）
- 4 アンケート結果
- 5 1～4の電子データを記録したCD等 1部

第7 その他

- 1 本業務による製作物の著作権等の諸権利は、発注者に帰属する。
- 2 本業務の着手・実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時発注者に報告する。
- 3 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の間でその都度協議を行う。
なお、社会経済情勢などの変更により、実施業務を追加又は中止することがあり、その場合は、必要に応じて委託金額を協議の上、変更する。
- 4 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。
- 5 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができる。